

2005年1月 27日
中小企業金融公庫 総合研究所

欧米主要国の中小企業向け政策金融 -制度の違いを生み出す背景- 【報告書要旨(暫定版)】

本調査の主な特徴	1
米国	2
フランス	10
ドイツ	16
イギリス	24

本調査の主な特徴

【全体】

- ・各国中小企業向け政策金融の直近の実態のみではなく、その違いを生み出す背景に注目して調査を実施した。
- ・中小企業者、民間金融機関、政府（担当官庁）等にヒアリングを実施し、政策金融実施機関についての評価も聴取した。

【米国】

- ・連邦政府（保証）と州（融資、保証など）の2本立てによる支援となっている。
（連邦政府と州の間に意図的な棲み分けならびに協力・提携関係はみられない）
- ・背景としては、小さな連邦政府の志向、中小企業経営者の独立志向が強く政府の市場介入を嫌うこと、直接融資の原資確保が困難であることがあげられる。
- ・中小企業庁（SBA）は限られた予算の中で最大限の効果を発揮し、ラストリゾートとしての役割を期待されており、保証中心の金融支援を実施している。
- ・州では、地域の様々なニーズに対処した適切な支援が必要であり、融資、保証等の金融支援を実施。

【フランス】

- ・直接融資（協調融資）と保証（部分保証）の2本立てによる支援となっている。
- ・フランスでは保守的で成長を志向しない中小企業の経営姿勢が政策当局から消極的に捉えられ、中小企業支援が政策の重点に置かれなかった状況が戦後長く続いたが、オイルショックを契機に中小企業の重要性が注目された。1980年代前半の高金利で苦しむ中小企業の資金調達を支援するために直接融資実施機関（CEPME）が、ベンチャー企業支援のために保証機関（SOFARIS）が設立された。
- ・しかし、その後両機関が課題を抱えたことに伴い、中小企業支援のあり方が再検討され、1996年BDPME（持株会社）が設立され、その下にCEPME、SOFARISが置かれ、現在の形となった。

【ドイツ】

- ・復興金融公庫（KfW）による民間金融機関を経由した間接融資が中心となっている。
- ・ドイツでは戦後復興のために国による融資が必要とされたが、同国では既に民間金融機関（貯蓄銀行、商業銀行、協同組合銀行）の店舗網が充実していたこと、政策金融機関の原資となったERP財産(マーシャルプラン)の安定的運用の必要性から間接金融の方式となった。
- ・KfWがリスクを負わないこと、マージン率の低さに対する民間金融機関の不満に対処するため、KfWは民間金融機関とのリスク負担割合の見直し、リスクに見合ったマージン率の設定など制度の多様化、柔軟化を試みている。

【イギリス】

- ・スモール・ビジネス・サービス（SBS）による保証が中心。
- ・戦前から中小企業金融の問題点が指摘され公的保証制度の速やかな創設が提言されていたが、民間銀行の間に保証制度が「公的資金の野放図な利用」に結び付くという危惧感があったこと等から、なかなかその実現に至らなかった。
- ・その後同国の産業再生の必要性等から中小企業の重要性が注目され、1981年に小規模企業融資保証制度（SFLG）が創設された。

【米国】

中小企業向け政策金融制度の概観

1. 中小企業の定義

- ・中小企業法(1953年制定)では、中小企業について「独立して所有及び経営されその属する業界において支配的な地位を占めていないもの」と定義し、さらに中小企業庁 (Small Business Administration, SBA) が同法その他の法律の目的を達成するため、詳細な基準を定めることができるとしている。
- ・実際は、SBAの規模基準局の判断と北米産業分類システムを基に、業種ごとに異なる定義が採用されており、従業員数や売上高などが基準として用いられている。例えば、卸売業であれば従業員数100人以下、小売業、サービス業の場合は3年間の年平均売上高が600～2,900万ドル以下、製造業の場合は従業員数500人以下、等である。

2. 産業構造と中小企業のプレゼンス

- ・米国では企業数総計570万社、このうち中小企業(注1)の割合は、企業数では99.3%、従業員数では48.4%となっている(図表1-1)。
- ・データの定義の違いから単純比較は困難であるが、日本における中小企業の割合は99.7%となっており、同様の傾向が見られ(注2)、両国とも中小企業のプレゼンスが非常に大きい。ただし、従業員ベースでは、日本の中小企業割合が66.9%となっており、米国の場合よりもプレゼンスが大きい。特に製造業では、日本の中小企業割合が60.2%であるのに対し、米国は41.6%となっておりその差は大きくなる。

3. 中小企業の資金調達

- ・米国における中小企業の自己資本比率は比較的高いものの、他人資本については銀行からの借入が中心である。また、ファイナンスカンパニー等ノンバンクからの借入も多い。(NSSBF(注3))
- ・NFIB(以下同じ、注4)によれば、エンジェルと呼ばれる個人投資家等から出資を受ける中小企業数は、高度技術を有する一部のベンチャー企業に限定され、中小企業数全体の10%に満たない。また、ベンチャーキャピタルによる出資を受ける企業に至っては、1年間で起業する企業の約0.5%、既存企業の0.1%以下である。
- ・独立心の強い経営者が、経営方針への介入を伴うベンチャーキャピタルや投資家による出資を嫌う場合もある。
- ・NFIB調査(2000年)によると、資金調達の難しさは比較的大きな問題とは捉えられていない。最大の問題としては、健康保険費用の高さや、法人所得税の問題等が挙げられている。

図表 1 - 1

米国における産業構造と中小企業のプレゼンス

企業数(千社)

	全企業合計		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	12.1%	691	12.2%	690	99.9%
製造業	5.4%	305	5.3%	301	98.5%
商業(卸小売業)	19.0%	1,081	19.0%	1,075	99.4%
サービス業	58.9%	3,358	58.9%	3,332	99.2%
その他	4.6%	261	4.6%	258	98.8%
合計	100.0%	5,697	100.0%	5,656	99.3%

従業員数(千人)

	全企業合計		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	5.7%	6,492	10%	5,525	85.1%
製造業	13.9%	15,950	11.9%	6,635	41.6%
商業(卸小売業)	18.3%	21,032	18.6%	10,326	49.1%
サービス業	54.6%	62,758	54.4%	30,211	48.1%
その他	7.5%	8,645	5.2%	2,872	33.2%
合計	100.0%	114,878	100.0%	55,569	48.4%

出所) Statistics of U.S. Businesses (2001)

<http://www.census.gov/epcd/susb/2000/us/US--.HTM>

注1: 従業員1～499人以下の企業を中小企業。なお従業員ゼロの個人事業者は含まない。

注2: 中小企業白書の「企業ベース(個人事業所含む)」2001年現在。中小企業基本法の定める定義に準ずる。

注3: SBA, National Survey of Small Business Finances, 1998

注4: National Federation of Independent Business. 全米規模の中小企業団体。

4．政策金融の概要

(1) 中小企業政策の現状

- ・中小企業法第2条は、「完全で自由な競争の維持及び拡大は、経済的福祉及び国家の安全保障にとっての基礎であり、これらは中小企業の実際の、あるいは潜在的な能力が十分に発揮され、開発されてこそ実現され得る」と謳っている。そして、自由で競争力のある企業への支援保護等が議会及び政府が採る政策であるとしている。
- ・連邦政府は自由市場にはできるだけ関与するべきではないとする伝統的姿勢がある。そうした制約の中で、米国の中小企業政策はSBAが担当しており、その目的は、中小企業支援及び中小企業等の復興支援により米国経済を向上させることである。(SBAホームページ)
- ・SBAの事業は 融資、保証等の金融業務、 技術支援、情報提供、研修の実施、 中小企業を巡る事業環境等の調査、政府調達支援。支援の対象はベンチャー・創業企業だけでなく、既存の企業も含まれる。(SBA本部ヒアリング)

(2) 政策金融システムの概観

- ・連邦政府と州政府の2本立てによる支援となっている。
- ・連邦と州との間に意図的な棲み分けならびに協力・提携関係はみられない。

(3) 政策金融の実施主体

イ．連邦政府

- ・連邦政府の中小企業向け金融支援の中心は、SBAによる商業銀行及びファイナンスカンパニー等の貸付の保証である。
- ・保証の目的は、全米レベルの政策金融のベースとして、また、中小企業にとっての選択肢の1つとしての金融支援策を提供すること。資金調達の困難な中小企業の発展段階に応じた保証プログラムを適用。
- ・保証額は、緩やかな増加傾向にある。(SBA本部ヒアリング)

ロ．州政府

- ・政策金融の目的は、雇用の維持・創出とコミュニティ経済の活性化。州レベル、市レベル、コミュニティレベルでそれぞれ別々に支援制度が存在する。
- ・州政府等の中小企業政策担当部署がNPO等に委託し、実施する体制が多い。
- ・各地方の経済状況や優先課題に応じ、雇用の確保・コミュニティの活性化を目的に、それぞれが適切と判断する政策を個別に実施している。即ち事業内容は、コミュニティごとに中小企業金融支援策の特徴が異なる(融資中心、保証中心、融資・保証の両方を実施する等々)。
- ・特に雇用については、政策評価の指標として、融資の実施により確保される雇用人数が用いられることがある。また、雇用1人に付き25,000～35,000ドルという基準を基に、融資額を決定するプログラムが見られる。
- ・米国では製造業のウエイトが小さく、空洞化があるため州では製造業の支援が多いものと考えられる。

図表 1-2 SBA（中小企業庁）の制度

機関の概要		Small Business Administration (SBA)
● 業務分野	融資、保証等の金融業務、技術支援、情報提供及び研修、中小企業を巡る事業環境等の調査、及び政府調達支援	
● 設立年等	1953年、中小企業法に基づき設立。大統領直属の独立政府機関で、その長である長官は、大統領が上院の同意を得て民間人（注1）の中から任命する。	
● 組織体制	本部（ワシントンD.C.）、10の地方事務所（regional office）、70の地域事務所（district office）。職員数は3,967人（2004年11月現在）。	
● 政策金融手法と事業規模（フロー）	- 保証 - 保証付き融資額：125億ドル（2004年度）、保証件数：74,825件（2004年度） - 平均ロット：約167,000ドル	
● 保証残高	434億ドル（2003年度）（注2）	
● 最近の主な動き等	2004年度、保証付き融資額は過去最高を更新	
制度概要（注3）		中小企業法第7条第（a）項に基づく保証（いわゆる7(a)保証）
● 保証割合	75%（融資額15万ドル以下85%）	
● 保証料等（注4）	3.0%（融資額15万ドル超、70万ドル以下）。（保証料負担者は金融機関。ただし、保証利用企業への転嫁が可能。）その他、保証債務残高の年率0.5%を保証利用料として金融機関から徴収（保証利用企業への転嫁可能）。	
● 事故率等（注5）	7(a)プログラムでは、"Purchase Rate"として公表（2002年度は13.9%）。災害関連（事業向け）は事故率"Default Rate"としての公表（2002年は7.4%）。	
● 損失の処理方法等	保証基金制度は存在しない。毎年議会によって割り当てられる連邦予算（2003年度は約8億ドル）が保証債務履行等の原資となる。	
中小企業向け融資残高(A)	9,524億ドル（ファイナンス・カンパニー4,574億ドル + 商業銀行4,950億ドル）	
SBA保証債務残高(B)	434億ドル（2003年度）	
金額浸透度(B/A)	4.55%	

（資料：SBAウェブサイト、連邦準備制度理事会ウェブサイトほか。）

（注1）「民間人」とは、「軍人」に対する概念である。そもそも、中小企業法の主要な目的は、戦時経済（第2次世界大戦及び朝鮮戦争）から平和時の経済に移行する過程において、中小企業を支援することであるため、このような規定があるとされる。

（注2）7(a)プログラム以外のものも含む。

（注3）これらの他にも、SBAから認可された民間ベンチャーキャピタルが、「中小企業投資会社」として投資を行い、SBAが当該投資を保証するプログラムなどがある。

（注4）7(a)プログラムについては、小口融資について低い保証料率を適用（融資額15万ドル以下は2%。一方で融資額70万ドル超の大口融資については3.5%）

（注5）"Purchase Rate"は、毎年の融資残高のうち、借入人が債務不履行を起こしたために、SBAが金融機関から購入したものの全体に対する割合と説明されている。また、購入した貸付債権のうち、約60%が回収されている。

図表 1 - 3 州政府による制度（現地調査先の事例）

州	カリフォルニア州	ペンシルバニア州			ニュージャージー州
州政府担当部署	ビジネス・運輸・住宅庁 (Business, Transportation and Housing Agency)	コミュニティ・経済開発部 (Dept. of Community and Economic Development)			未調査
1 政策金融手法	保証	直接融資（中心）、保証			直接融資、保証
2 主なプログラム	保証 California Loan Guarantee Program	直接融資 PIDA (Pennsylvania Industrial Development Authority)	直接融資 MELF (Machinery and Equipment Loan Fund)	直接融資 SBF (Small business first)	直接融資（ローンの買い取りの形式）、保証 (Statewide Loan Pool for Business)
3 実施方法	11のNPOが実施	25のNPOが実施	州政府担当部署が直接実施	21のNPOが実施	経済開発機構（注）
4 対象とする中小企業	SBAと同様	定義は設けていない			年間売上100万ドル以下のケースが多く、その中でもさらに、年間売上50万ドル以下の企業が多い。
5 主要な対象業種	製造業	製造業	製造業	製造業、ビル賃貸業	製造業
6 主な資金使途	設備・事業の拡張	建物の取得、事業の拡大	機械設備の購入	土地建物ならびに機械の購入、運転資金	事業の拡大
7 融資／保証期間	～7年	～15年	～10年	土地建物：～15年、機械：～10年、運転資金：～3年	～10年
8 融資比率 (カリフォルニア州は保証割合)	90% (平均60-70%)	30-70%、 融資額上限200万ドル	50%	50%、 土地建物、機械、不動産：20万ドル 運転資金：10万ドル	銀行融資の25%の買い取り 銀行融資の30%保証 融資、保証の併用可、最大55%まで可能。
9 保証料率(%)	申請手数料:250ドル 保証手数料：保証額の2%	-	-	-	保証額の0.5%×保証年数を前取り
10 金利(上限)(%)	レンダーと企業との交渉により決定	3.25-4.25%固定	2.75%固定	2.75%固定	・固定：TBレート平均（5年物）に利益分を載せたもの ・変動：プライムレートより若干低い
11 融資額等(年間) (カリフォルニアにつき保証付融資額)	1.1億ドル（2003年） (保証額:5,900万ドル)	6,800万ドル（2003年） (平均ロット：約80万ドル／件) 85件／年	2,500万ドル	NA	NA
12 (保証付き)融資残高	保証残高2.4億ドル（2003年）	5.3億ドル（1,116件） (2004年6月末現在)	NA	NA	NA
13 事故率等	平均1.6%	2.1%	NA	NA	NA

（注）Economic Development Authority

（資料：各州政府ウェブサイト、訪問時入手資料等）

5. 現行の政策金融制度に対する意見

図表 1 - 4 SBA保証プログラムに対する意見（ヒアリングによる）

		肯定	否定
中小企業者		・ 最近のSBAの制度は中小企業の資金調達ニーズに対し即対応している。 (中小企業団体地域事務所)	・ SBA保証ローンは手数料もかかる等、調達コストが割高で条件が必ずしも良くない。担保・保証人徴求の条件も厳しい。 ・ 中小企業者は、基本的に連邦政府には頼りたくはない。故に、SBA保証の利用先はリスクが大きく例外的な企業である。 (以上、A社：ペンシルバニア州所在)
民間金融機関	商業銀行	・ SBA保証によりリスクの高い中小企業向け融資を実現できる。 ・ Preferred Lender（注）としての資格を得られれば、審査において大幅に権限を移譲され、SBA保証ローン申請手続きも格段に簡略化される。 (以上、B行：リージョナルバンク)	・ Preferred Lenderとしての資格を持っていても、手続は煩雑で、融資実行までに時間がかかる。 ・ 金利以外の保証料等の負担を融資先が嫌がるケースがある。(以上、A行：コミュニティバンク)
	ファインスコ ンパニー	・ 中小企業向け融資の全案件がSBA保証ローンであり、同ローンに特化することによってノウハウを蓄積している。 ・ SBA保証ローンの保証部分を売却することで資金調達を行い、売却益を稼ぐことも可能(以上、A社：大手ファインスコカンパニー)	・ 1社あたりの限度額を増やしてほしい。 (A社：大手ファインスコカンパニー)
州機関等		・ 全米に支店を持つような大銀行であるなら、サービスの同質性を確保することから、全米で一律のサービスを実施するSBAのプログラムは使いやすい。 (カリフォルニア州実施機関)	・ SBAは巨大すぎて官僚的である。中小企業（特に小企業）の実情を知らない。(ニュージャージー州機関) ・ 地域に根ざした銀行は、地域特有のサービスの提供を志向するため、地域の州政府機関のプログラムを利用する傾向にある。 (カリフォルニア州実施機関)
SBAの見解		・ 中小企業の資金調達における選択肢の一つとして、また、中小企業向け公的金融の全米共通のベースとして保証を提供。 ・ メリット・デメリットの観点から保証制度を採用しているわけではなく、限られた財源をどう活かすかがポイントとなっている。 ・ SBAは銀行のみと接するため、直接中小企業の話聞く機会がない。	

(注) Preferred Lender とは一定の基準（遂行能力、商品設計・分析能力、SBA保証ローンの実績）を満たし、SBAから優良なSBA保証ローン提供機関として認められた金融機関を指す。当認定を受けた金融機関は、SBA保証ローン提供の可否を自らの判断で行うことが可能となり、SBAへの申請手続も簡易なもので済むようになる。

図表 1 - 5 州等のプログラムに対する意見（ヒアリングによる）

イ. ニュージャージー州（直接融資、保証）

肯定	否定
・リスクが高く、銀行のみでは融資が困難な先へのアプローチが可能となる。（C行：リージョナルバンク）	・地域によっては、創業支援等のハイリスクなものは対象としていない場合もある。（C行：リージョナルバンク）

肯定	否定
・制度の対象となれば、民間金融機関よりも有利な条件で借入ができるため、大型の設備投資なら州の制度を積極的に利用したい。 ・雇用創出を目的としているなど、地域に密着した制度となっているため、連邦政府の制度よりは州の制度を好んで利用する。（以上、A社:ペンシルバニア州所在） ・州の制度との協調によって、地域開発に貢献できるため歓迎している。（A行:コミュニティバンク） ・民間金融機関とは連携関係にある。（カリフォルニア州実施機関）	・手続きが煩雑であり審査に時間がかかる。（A社:ペンシルバニア州所在）

ハ. カリフォルニア州（保証）

肯定	否定
・融資 / 保証の意思決定を行なうボードメンバーに民間金融機関の代表が含まれていること、融資割合に上限があること、銀行側が積極的に活用していること等から、民間金融機関との連携はうまくいっていると推察される。（カリフォルニア州機関）	—

政策金融の違いを生み出す背景

主要な背景

(1) 「小さな政府」を志向する連邦政府

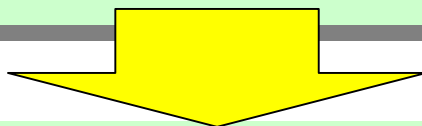
- ・もともと独立して存在した州の連合体である「合衆国」であることから、州の独立性が強い。
- ・コミュニティを大切にする気風がある。

(2) 中小企業経営者のマインド

- ・経営者の独立志向が強く、連邦政府の関与を嫌う傾向がある。
- ・市場主義を志向するビジネス社会全体の風土から、政府介入は最低限にすべきとの基本的考え方が根付いている。

(3) 直接融資向けの原資確保が困難

- ・日本の財政投融资のような財源が存在せず、政策金融の財源は税金のみである。
- ・限られた予算の中で最大限の効果を発揮できる政策を志向している。



中小企業向け政策金融における基本理念も、上記を反映

○連邦政府による支援

- ・限られた予算の中で、最大限の効果を発揮できる政策を実施
- ・ラストリゾートとしての役割の期待

1932年に設立された復興金融公社(Reconstruction Finance Corporation, RFC)が企業向け政策金融機関の嚆矢で、同公社が1934年から始めた一般事業向け融資がSBA融資の源流(1929~32年は商業銀行融資が半減に近い状況にあったため、連邦政府が直接融資の手法で対応)。

SBA創設時には既に金融支援手法の一部だったが、創設後20年間は直接融資が中心で、保証が中心となったのは1970年代に入ってから。

の利用が直接融資より少ないように見えるため、次第に金融支援手法の太宗を占めるようになり、結果として保証を中心とする現在の形の中小企業向け政策金融体制となった。

The Economics of Federal Credit Programs」ブルッキングス研究所(米国 1987年)

．その他の取組み

（１）金融手法：SBA保証ローンの証券化等

- ・ SBA保証ローンの保証部分は、政府機関の信用力をベースに、契約の標準化もなされていることから、市場での売買や証券化が進展してきた。
- ・ 1999年～2001年の間は、概ねSBA保証ローン（保証部分）70億ドルに対し、32億ドル（保証部分の約45.7%）が証券化されている。
- ・ SBA保証ローンの非保証部分の証券化率は2001年で8.2%と、保証部分に対して低い水準となっている。理由は、政府がリスクを取る部分ではないことから、購入する投資家が比較的少ないことによる。

（２）コンサルティング、情報提供機能

- ・ 中小企業は資金調達等に関する情報を入手できるワンストップ・ショップのニーズを有している。
- ・ 民間金融機関では融資先に対するコンサルティング、情報提供の意識は希薄。
- ・ 公的セクターとしてSBAが全国規模でコンサルティング、情報提供機能を整備（内容は以下のとおり）

イ．SCORE（Counselors to America's Small Business **管理職退職サービス部**）

- ・ 現役または退職後の企業役員経験者ならびに中小企業経営経験者からなる合計1万500名のボランティアが、相談員として中小企業からの経営に関わる相談を受け付けている。特に、創業のアドバイスが中心。

ロ．SBDCs（Small Business Development Centers **中小企業開発センター**）

- ・ 中小企業開発センターを全米各地に1,000ヶ所以上設置。多くは大学構内に設けられている。
- ・ SBAと学術機関、民間セクター、州・地方自治体間での協力で成立。
- ・ 企業管理と技術支援に関するサービスを提供。また、融資申込みの支援も実施。対象は創業ではなく既存企業。

（参考文献）全編（米国、ドイツ、フランス、イギリス）を通じて、以下の文献を参考とした。

- ・ 『中小企業金融の新潮流』中小企業庁計画部金融課編（1990年）
- ・ 『先進国の中小企業と金融』フランス・銀行金融事情研究所編 国民金融公庫調査部監訳（1991年）

【フランス】

. 中小企業向け政策金融制度の概観

1. 中小企業の定義

- ・フランスにおける中小企業の定義は、従業員数250人未満を中小企業とみなす考え方が一般的となっており、数値データも250人未満という基準で整備されつつある（Agence de PME(中小企業エージェンシー)(注)資料）。

2. 産業構造と中小企業のプレゼンス

- ・定義の違いから日本との単純比較は困難であるが中小企業の割合が非常に大きいことは共通。
- ・フランスでは企業数総計244万社、このうち中小企業（ここでは、従業員0～249人以下の企業を中小企業とする）の割合は企業数では99.8%、付加価値額では53.4%となっている（図表2-1）。

3. 中小企業の資金調達

- ・フランスの自己資本比率（製造業）は欧州の他国に比べて相対的に高いものの（BACH Database、2000年。P.17にデータを掲載）、他人資本については銀行からの借入が中心。（大手商業銀行ヒアリング）
- ・零細企業（従業員10人未満）の融資に対するニーズが大きい。この傾向は、小企業・中企業に関しても（程度の差はあれ）同様と考えられる。（中小企業連合ヒアリング）

図表2-1 フランスにおける産業構造と中小企業のプレゼンス(1999年現在)

企業数（千社）

	全企業合計		中小企業		中小企業 の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	13.1%	321	13.2%	321	99.9%
製造業	10.5%	257	10.5%	255	99.1%
商業（卸小売業）	25.7%	627	25.7%	626	99.9%
サービス業	46.9%	1,146	46.9%	1,145	99.9%
運輸業	3.8%	92	3.8%	92	99.6%
合計	100.0%	2,443	100.0%	2,439	99.8%

出所 Agence de PME

年間付加価値額（十億ユーロ）

	全企業合計		中小企業		中小企業 の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	6.9%	43	10.9%	36	84.5%
製造業	36.4%	229	24.9%	83	36.5%
商業（卸小売業）	17.8%	112	23.6%	79	70.9%
サービス業	32.0%	200	35.7%	119	59.6%
運輸業	6.9%	43	5.0%	17	38.2%
合計	100.0%	627	100.0%	335	53.4%

出所 Agence de PME

（注）BDPME等がAgence de PME（中小企業エージェンシー）を設立。中小企業を取り巻く環境に関する調査活動、中小企業への情報提供を実施。

4 . 政策金融の概要

(1) 中小企業政策の現状

- ・ 中小企業政策の目的は、小さな企業の成長を支援して新しい大企業を生み出し、経済を活発化させることにある。
- ・ 政府は中小企業政策を重視しており、経済財政産業省に中小企業担当大臣を置いて取組んでいる。
- ・ 雇用創出の優先度は高いものの、政策上、雇用よりも企業そのものの発展を重視している。特に、フランスにおける大企業は歴史的に同じ顔ぶれであることから、小さな企業が成長し新たな大企業が誕生することを企図している。そのための手法として政策金融も重視している。（経済財政産業省ヒアリング）

(2) 政策金融システムの概観

- ・ 政府が実施するのは直接融資（民間金融機関との協調が前提）と保証（民間金融機関による融資の一部を保証）の2本立てである。
- ・ 特に創業、事業承継に注目しているが、中小企業の成長段階に応じた支援を実施しようとしている。
- ・ 中小企業向け資金供給を目的とした預金口座“CODEVI”（Compte pour le développement instriel）も存在し、同口座を有する民間銀行は、集めた資金の使途が中小企業向け融資（年間売上高7,620万ユーロ以下の企業を対象とし、同企業の設備投資額の70%が上限）に限定される。

(3) 政策金融の主体

- ・ BDPME（Banque du Développement des Petites et Moyennes Entreprises, 中小企業開発銀行）が、フランスにおける中小企業向け政策金融の担い手である。
- ・ BDPMEは持ち株会社であり、その子会社であるCEPME（Crédit d'Équipement des Petites et Moyennes Entreprises, 中小企業設備金庫）が直接融資を、また、同SOFARIS（Société Française de Garantie des Fiancements des Petites et Moyennes Entreprises, 中小企業融資保証会社）が保証を実施。

図表 2 - 2 中小企業開発銀行(BDPME)の制度

機関の概要	中小企業開発銀行(BDPME)(持ち株会社)	
	中小企業設備金庫 (CEPME)	中小企業融資保証会社 (SOFARIS)
● 監督官庁	経済財政産業省(MINEFI)	
● 設立年	1996年(BDPME)(CEPMEは1980年、SOFARISは1982年)	
● 組織体制	BDPMEとして本店(パリ)及び国内各地に36の地方オフィス	
● 職員数	1024名(2003年)	241名(2003年)
● 政策金融手法と事業規模 (フロー)	・直接融資(協調)(注1) 貸付年額:13.4億ユーロ(約1,918億円) (2003年)	・保証 保証承諾額:19.9億ユーロ(約2,848億円) (2003年)
● 件数または社数(年間)及び 平均ロット(年間)	・貸付先社数:約3,500社(注2) ・平均ロット:35万1-口(約5,009万円)/社 (2002年)	・保証件数:58,800件 ・平均ロット:3.4万1-口(約487万円)/件 (2003年)
● 融資または保証残高	・69.3億ユーロ(約9,918億円) (2003年末)	・58.1億ユーロ(約8,315億円) (2003年)
保証制度の概要	実施機関はSOFARIS	
● 保証割合	・企業の成長のための保証:融資額の40%(保証付き融資全体に占めるシェア:43.8%) ・創業のための保証:融資額の70%(同上24.2%) ・事業継承等のための保証:融資額の50%(同上32.0%)	
● 保証料等	・保証料:原則として、融資残高の年0.6%(保証利用企業の負担)	
● 代位弁済率	年間保証債務履行額/保証債務残高:0.66%(2000年)(注3)	
● 損失の処理方法等	・事業会社としてのSOFARISの会計とは別に「保証基金」の会計があり、保証料の2分の1が当該基金の収入。 保証債務の履行は当該基金をもって行われ、また、収支尻の赤字は国が補てんする	
● その他	・金融機関が担保を徴求している場合、当該担保を処分後に保証債務の履行を請求	

(注1)直接融資(協調):中小企業からCEPMEや民間金融機関に融資の申込があった際、リスクが大きく民間銀行単独では融資が難しい場合、一部を民間銀行、残りをCEPMEが融資する仕組み

(注2)2003年12月の現地調査により入手した情報

(注3)2001年6月の現地調査により入手した情報

(注)円換算は1ユーロ=143.11円(2004年12月30日現在)

(資料)各機関アニュアルレポート及び各機関からの入手資料等

5 . 現行の政策金融制度に対する意見

図表 2 - 3 CEPMEによる直接融資プログラムに対する意見（ヒアリングによる）

中小企業者からの意見	・ リスクの比較的高い企業 / 事業に対する融資の提供元として評価（A社:中小製造業者） ・ CEPMEによる協調融資のおかげで、倒産を免れている企業も存在している。（中小企業団体）
民間金融機関からの意見	・ リスク分散の観点から協調融資は実施したいが、民間銀行同士はライバルなので協調融資が成立しない場合もある。一方で、CEPMEは民間銀行のパートナーなので協調融資を行いやすい。 ・ ホテル産業（得意分野）融資分野で蓄積されたノウハウを踏まえた審査能力を評価。 ・ 競合するとは考えていない。（以上、A行:大手商業銀行）
BDPME自身の意見	・ CEPMEが協調融資を行いリスクを分担することで、民間銀行の支援を誘発するという「呼び水」の効果をもたらしたいと考えている。

図表 2 - 4 SOFARISによる保証プログラムに対する意見（ヒアリングによる）

民間金融機関からの意見	・ 事務手続きが簡便で、一部決定権限も委ねられ、小規模企業の貸付に積極的に利用。（A行:大手商業銀行）
-------------	---

政策金融の違いを生み出す背景

1. 融資と保証の2本立てとなっていることの歴史的経緯、背景

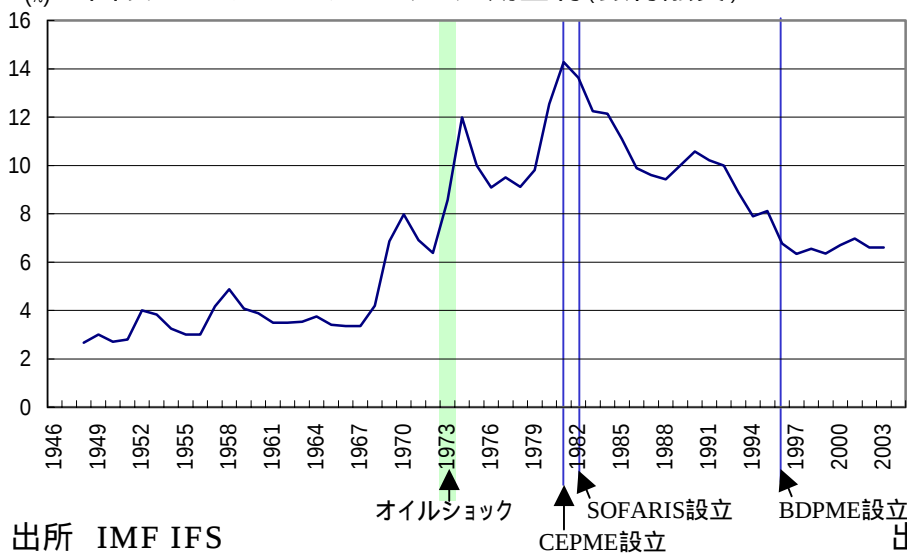
第二次大戦後～1985年

- ・戦後から1970年代までの間、一般的に保守的で成長を志向しない中小企業経営姿勢が政策当局から消極的に捉えられ、中小企業支援は政策の重点に置かれなかった。当時の政策の重点は、大企業に置かれた。（パリ第10大学教授ヒアリングより）
- ・民間銀行に対する業務の規制があったことから、中長期低利融資に対する企業のニーズに対応していたのは、国営のクレディナショナル程度であった。（NATEXIS銀行ヒアリングより）
- ・1981年にCEPME、1982年にSOFARISが設立された。この時期に両機関が設立された経緯は下記の通り。
 - オイルショック時、経営に柔軟性を欠いた大企業が経営困難に陥った一方、中小企業は柔軟に状況に対応し、結果として有力な雇用の受け皿となった。この事実が注目され、政策的重点が中小企業支援に置かれた。
 - 中小企業の金利負担能力を超えるような高金利の中で中小企業に中長期の資金がまわらなかった。
- ・こうした中で、国家契約に対する保証を主に行う国家契約金庫（CNME）とホテル商工業信用金庫の機能が継承され、直接融資を行う機関としてCEPMEが設立された。その後、ベンチャー企業への保証を行う目的でSOFARISが設立された。

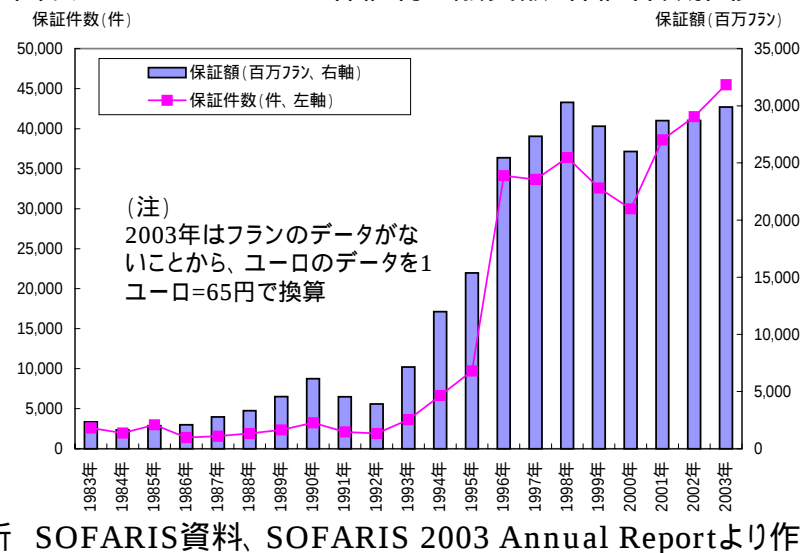
1985年以降：金融自由化の進展

- ・金融の自由化が進み、中長期融資が民間金融機関に解禁された1985年以降、高金利の終焉もあり、CEPMEの事業環境は変化した。加えて、不動産融資の失敗などもあって、1990年代前半には赤字を計上し、増資を繰り返した。
- ・SOFARISは、保証対象がベンチャー企業中心だったことから、実績が伸びず事故率も高かった。
- ・SOFARISでは1994年以降、対象を従業員10人以下の零細企業に拡大した。これによって、SOFARISの保証付き融資額、件数とともに急増した。（BDPME、NATEXIS銀行ヒアリングより）

図表2-5 フランスにおける短期金利（銀行融資）



図表2-6 SOFARISの保証付き融資額・保証件数推移



BDPME設立以降の状況

- ・上記の状況を踏まえて、中小企業金融支援のあり方について検討した結果、CEPMEとSOFARISが持株会社のBDPMEの下に統合されることが決定された。
- ・BDPMEの役割としては、信用力の低い企業でも融資を受けられるようにすることであり、民間金融機関とリスクをシェアすることが前提である。
- ・SOFARISでは小口融資の保証に注力した結果、保証先の3分の2が従業員10人未満となっており零細企業向けが中心。（SOFARIS資料、大手商業銀行：A行）
- ・保証付融資の中小企業向け中長期融資におけるマーケットシェアは約20～25%となっている（BDPME資料）。
- ・CEPMEはBDPME設立以降、民業補完の観点から直接融資について協調融資のルールが定められ、リスクの比較的高い既存企業への支援及び創業支援などを行いつつ、融資額は安定した推移を示している。（BDPMEヒアリング）

．その他の取組み

（１）中小企業支援機関の統合による機能強化の動き

- ・2005年1月、BDPMEにANVAR（フランス国立研究開発公社）を統合し、米国SBAをモデルとする総合的な中小企業振興政府機関が設立される予定となった。
- ・統合後の新サービス等については、今まさに議論の最中だが、CEPMEの融資機能をもつBDPMEに、イノベーション融資についてのノウハウを有するANVARを統合することによって、よりリスクの大きい融資をしていきたいと考えている（経済財政産業省ヒアリング）

（２）コンサルティング、情報提供機能

- ・中小企業は銀行担当者に依存する傾向が強いため、公的金融機関、民間金融機関の別に関わらず、融資担当者のアドバイザ的な役割が今後とも重視されている。
- ・BDPMEでは、独立の制度としてコンサルティングサービスを持つわけではないが、審査の際、財務分析の実施と適切な資金調達方法の提案を実施するのが常態となっている。

（３）EUにおける取組み

- ・EU域内においては、競争を阻害する公的支援はEU条約87条によって禁止されている。一方で欧州委員会は、中小企業支援などの分野については例外規定を設けている。
- ・EUではEIB(欧州投資銀行)を通じた金融支援（融資）を実施している。（財務総合政策研究所「政策金融の国際比較（欧州編）2004年」から引用、以下同じ）
- ・中小企業向けのプログラムとしてはグローバルローンがある（2003年における新規融資は106億ユーロ）。
- ・グローバルローンの対象は、中小企業、地方政府とその関連団体。
- ・因みに2003年における中小企業向け貸付額はドイツで約26億ユーロ、フランスで9億ユーロとなっている。

【ドイツ】

. 中小企業向け政策金融制度の概観

1. 中小企業の定義

- ・ 中小企業の定義としては、ボン中小企業研究所（IfM Bonn）が自主的に制定した定義〔従業員1人以上500人未満、かつ、売上高100万ユーロ以上5千万ユーロ未満〕と、EUの定義〔従業員1人以上250人未満〕が並存。KfW(復興金融公庫)、IKB（ドイツ産業銀行）など、ドイツ国内の中小企業融資を取り扱う機関ではIfM Bonnによる定義を重視する一方で、連邦経済労働省や連邦中央銀行、連邦統計庁などでは、EUの定義にしたがって中小企業統計等の整理を行っている。

2. 産業構造と中小企業のプレゼンス

- ・ ドイツでは企業数総計290万社、このうち、中小企業（売上高ベースで5千万ユーロ未満の企業：従業員規模で概ね500人未満に相当[IfM Bonnによる]）の占める割合は、企業数では約99.7%、売上高では43.2%となっている。（図表3-1）

図表 3 - 1 ドイツにおける産業構造と中小企業のプレゼンス（2000年現在）

企業数(千社)

	全企業合計		中小企業		中小企業 の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	11.1%	323	11.1%	323	99.9%
製造業	10.0%	292	10.0%	289	98.9%
商業(卸小売業)	25.1%	731	25.1%	729	99.6%
サービス業	50.0%	1,455	50.1%	1,454	99.9%
その他	3.7%	107	3.7%	107	99.7%
合計	100.0%	2,909	100.0%	2,901	99.7%

出所 IfM Bonn

年間売上高(百万ユーロ)

	全企業合計		中小企業		中小企業 の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
建設業	5.3%	219	10.2%	184	83.9%
製造業	36.5%	1,515	23.9%	430	28.4%
商業(卸小売業)	32.0%	1,329	34.5%	619	46.6%
サービス業	21.4%	887	28.3%	509	57.3%
その他	4.9%	203	3.0%	55	26.9%
合計	100.0%	4,153	100.0%	1,796	43.2%

出所 IfM Bonn

3．中小企業の資金調達

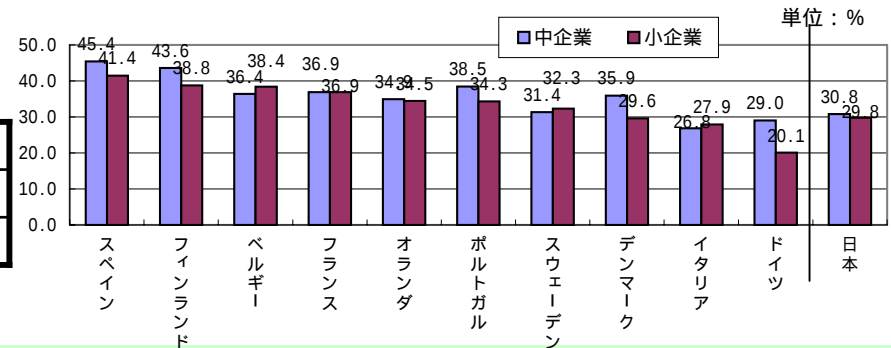
- ・中小企業（製造業）の自己資本比率は、欧州各国と比べて特に小企業で低い（図表3-2）。これは、ドイツ固有の税制上の理由により、資本を内部に蓄積するインセンティブが薄かったことが直接的な理由である。なお、他人資本については銀行からの借入が中心である。
- ・ボン中小企業研究所（IfM Bonn）による中小企業アンケート（毎年実施）によると、中小企業の資金調達形態でニーズが高いのは、自己資金、銀行の長期の借入金・短期の借入金、リース、企業間信用の順であり、一方で資本参加（出資）はそれほど重要な手段ではない。ファクタリングはそれを行うにあたって、15万ユーロ程度のボリュームが必要となるため、あまり使われていない。
- ・バーゼル の中小企業の資金調達に対する影響は、企業のレーティングシステム導入を金融機関側に課すことによって、融資全体の管理が徹底され、リスクの高い中小企業融資が選別・縮小される懸念を指摘するケースが多い（KfW、連邦経済労働省、連邦中央銀行、IfM Bonn）。

図表3-2 欧州主要国における中小製造業の自己資本比率

当データにおける中企業・小企業の定義

	中企業	小企業
欧州各国	売上700万～4,000万ユーロ未満	売上700万ユーロ未満
日本(参考)	資本金1億～10億円未満	資本金1億円未満

出所 BACH Database, 2000年



4．政策金融の概要

(1) 中小企業政策の現状

- ・ドイツの景気はここ数年低迷しており、特に失業者は全独で400万人を超える深刻な事態である。
- ・こうした状況を受けて、現政権は雇用維持及び雇用創出に向けた政策を重点的に掲げており、イノベーションを推進するという政策的な意図も重なって、操業・スタートアップ支援を重視している。（連邦経済労働省ヒアリング）。

(2) 政策金融システムの概観

- ・民間金融機関がKfWから借り入れた資金にマージン率を上乗せして審査実行後中小企業に貸し付ける間接融資が中心。
- ・連邦及び州は、16の民間の保証銀行が実施した保証に対し再保証している。

(3) 政策金融の主体

- ・国の政策金融機関（KfW）の間接融資に加え、州の政策金融機関（州立投資銀行）による支援が存在。

図表 3 - 3 復興金融公庫 (KfW) の制度

機関の概要		復興金融公庫 (KfW)
● 監督官庁		連邦財務省 (BMF) (注1)
● 設立年		1948年 (注2)
● 組織体制		本店 (フランクフルト) 及び2支店 (ベルリン、ボン)
● 政策金融手法と事業規模 (フロー)		・間接融資 (注3) 貸付年額: 100.0億ユーロ (約1.4兆円) (2003年) ・証券化: 34.8億ユーロ (約4,980億円) (注4) (2003年)
● 件数または社数 (年間) 及び 平均ロット (年間)		・貸付件数: 約46,000件 ・平均ロット: 19.6万ユーロ (約2,805万円) / 件 (2003年)
● 融資または保証残高		NA
保証制度の概要		・実施機関は16の民間の「保証銀行」(連邦及び州政府の再保証あり) ・保証債務残高: 49.9億ユーロ (約7,141億円) (2003年)
● 保証割合		・原則として融資額の80%以下 ・実際は、保証銀行と金融機関の合意により 50 ~ 80%の範囲内で設定
● 保証料等		・保証料: 保証債務残高の年1% ・事務処理手数料: 保証額の1% ・両者とも保証利用企業の負担
● 代位弁済率		年間保証債務履行額 / 保証債務残高 = 3.6% (2001年)
● 損失の処理方法等		・連邦政府及び州政府による無償の再保証あり (損失の2分の1から3分の2が補てんされる)
● その他		・上記再保証は旧東独地域について再保証割合が高い

(注 1) KfWの監督官庁は連邦財務省だが、中小企業支援分野の監督を担当する委員会の委員長は連邦経済労働大臣

(注 2) 資本金は、99.4億ユーロ (約1.4兆円) (2003年)。連邦政府80%、州政府20%出資

(注 3) 間接融資: 民間金融機関はKfWから借り入れた資金を審査実行後中小企業者に貸し付ける

(注 4) 民間金融機関の既存の貸付債権をクレジットデフォルトスワップ (CDS) の活用により証券化するもの

(注) 円換算は1ユーロ = 143.11円(2004年12月30日現在)

(資料) KfWアニュアルレポート及び各機関からの入手資料等

5 . 現行の政策金融制度に対する意見

図表 3 - 4 KfWの間接融資に対する意見（肯定、否定）（ヒアリングによる）

	肯定	否定
中小企業者からの意見	・ 長期・低利・固定の融資商品が存在することは重要であり、今後も積極的に活用していきたい。	・ KfWの担当者と接していないことにより、商品に対する理解が十分に浸透しない恐れがある（政策金融機関と直接関わりを持ち、“安心感”を得ることに対するニーズが存在しているようである。）
民間金融機関からの意見	・ 安定的な資金量を供給していくうえで欠かせない存在である（A行：大手商業銀行）	・ KfWからの融資は、貸し出しリスクに比してマージン率が低い場合は利用できない。 （B行：貯蓄銀行）
KfWの認識	・ 民間金融機関との協調と理解のもとで、円滑な公的資金が供給できる。 ・ 中小企業からは高い満足度を得ているが、今後民間金融機関等のニーズに対応するようシステムを拡充していく必要がある。 ・ 融資先である中小企業の当事者（経営者等）のニーズを直接把握しにくい点もある。 ・ 民間金融機関（メインバンク）の貸し出しスタンスによって、公的資金全体が中小企業全体に浸透しにくい特性をもつ。	
連邦経済労働省（担当官庁）の認識	・ 政策金融機関は、民間市場・民間金融機関の自由な競争を阻害するのではなく、民間金融機関の活動を支援・補完する役割に徹すべきである。	

政策金融の違いを生み出す背景

1．政策金融機関設立の経緯

- ・戦後復興のための資金が不足している状況から、国の融資が必要とされ、1948年にKfWが設立された。
- ・戦後1948年に直接融資を行う政府系金融機関の設立議論があった。しかしながら、次の2つの理由により現在の間接融資システムが採用された。

2．KfWの政策金融手法が間接融資となっている背景

（１）毛細血管のごとく張り巡らされた店舗網をもつ民間金融機関の存在

- ・KfWが設立された当時から、既に民間金融機関（貯蓄銀行、協同組合銀行、商業銀行）の店舗網が充実しており、審査体制、顧客情報の蓄積等もあった民間金融機関を活用したほうが、より効率的に資金を供給できるという考えがあった。

（２）ERP財産（マーシャルプラン）の安定的運用の必要性

- ・政策金融機関設立の一つの原資となったERP財産（マーシャルプラン）は安定的な運用が必要であるため、政策金融機関がリスクの高い中小企業等に直接融資することが敬遠された。

・その他の取組み

1．中小企業金融における特徴的な取組み

(1) 金融手法

○メザニンカピタル[KfWによる劣後ローン]

- ・メザニンカピタルとは、KfWによって供給される劣後ローンである。
- ・2002年11月から雇用の促進を図る中小企業に対して貸付を開始。2003年の貸付額は、前年334百万ユーロから988百万ユーロへと増加した。

(2) コンサルティング・情報提供機能

- ・KfWによるコンサルティング・情報提供機能は、事業内容別に大きくは3つの柱（図表3-5横軸）に整理され、それぞれの柱の中で各企業の状況（図表3-5縦軸）に応じたサービスが用意されている。また、これら個別のサービスの他に、全般的なニーズに対応する総合的なサービスも用意されている。

図表 3 - 5 [KfWによるコンサルティング・情報提供機能の全体的体系図]

	融資(融資相談) [第一の柱]	企業展開に関する助 言[第二の柱]	企業と経営アイデアの 仲介[第三の柱]
総合的対応	インターネットまたはインフォメーションセンター		
	アカデミー&ワークショップ[企業エージェント]		
	創業時 成長時 危機時 後継時	創業日面接 助言・相談 助言・センター	創業者指導 協力者指導 円卓(RT) ターンアラウンド ベラート
			フランチャイズ取引 所 ビジネス・エンジェル フォーラム(BAF) 企業家取引所(交換・ チャンス)
	投資計画・投資効用に関する学問的ワークショップ		

出所) KfW資料

【総合的対応】

インターネット、インフォセンターでの情報提供(全般的なニーズに対応)[無料]

- ・KfWの振興プログラム内容について電話ないしは書面にて回答するサービス。インフォセンターが創業、企業金融、職業教育等の情報を提供。

アカデミー&ワークショップ[有料]

- ・専門家の知識を企業に提供する場を設ける。内容は投資計画や投資の効果、業務提携、助成金の紹介、経営政策的問題等。有償。

【第一の柱：融資相談】

資金繰りのコンサルティング（無料）

- ・協力パートナーである手工業協会や商工会議所で行われる。
- ・中小企業、銀行、商工会議所に対するコンサルティング費用は無料。

相談センター、コンサルティングセンター（無料）

- ・製造業のみを対象としたアドバイス。毎日受けることができる。
- ・無料であり、全体で4,000のアドバイザリーサービスを行っている

【第二の柱：企業コンサルティング】

創業者指導(有料)

- ・創業者が自らのプランを公開・発表し、専門家から助言を得る仕組みであり、毎月商工会議所で開催。専門家に対する報酬・謝礼費用の65%をKfWが助成。

協力パートナー事業(有料)

- ・中小企業の持続的な成長を支援するプログラム。連邦経済労働省が97年に開始し、その後KfWが引き継いだ。
- ・指導費用の65%をKfWが担い、企業側は費用の35%と指導者の交通費を負担。

円卓（ラウンドテーブル）（実費負担）

- ・KfWが調整役となり、再生が必要な企業に対し、適切なコンサルティングを行うもの。
- ・コンサルタントの雇用期間は最高10日間、経費もKfWが負担し、企業の負担は交通費のみ。

ターンアラウンドベラート

- ・ラウンドテーブルで決められた中小企業の再生方針を実行に移すプログラム。
- ・アドバイザリーサービスは最長10日であり、KfWは講師費用・諸経費の65%を助成。

【第三の柱：創業コンサルティング】

フランチャイズ取引所（起業に新しいチャンスを与えるプログラム）

- ・フランチャイズ提供者が自社のフランチャイズシステムを掲示板の上に提供、参加募集を行う。

ビジネスエンジェルフォーラム

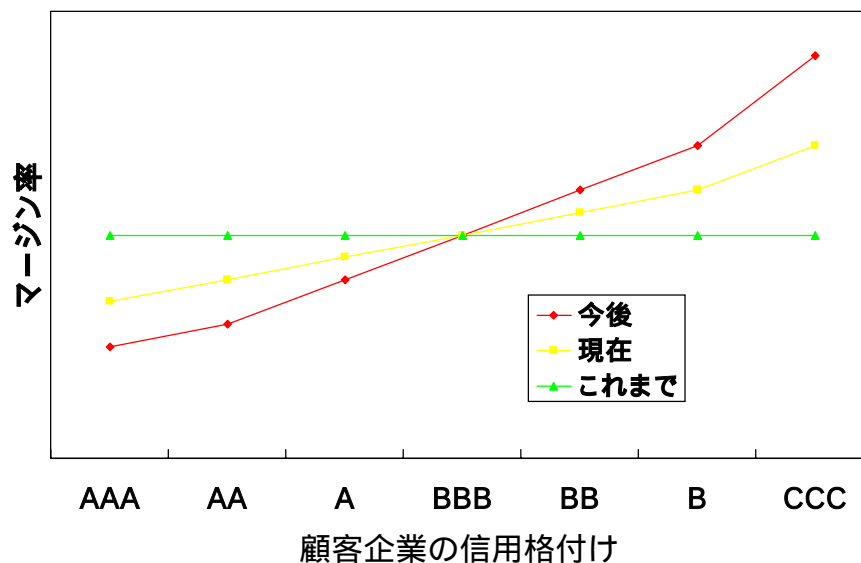
- ・経済産業省と一緒にバトンタッチしたい企業とそれを求める企業とをマッチングさせるプラットフォームを提供。
- ・ドイツ・ビジネス・エンジェル・ネットワークとの協調。
- ・インターネット取引所：商工会議所はインターネット上に掲示板を設定。ここでビジネス・エンジェル（投資希望者）と企業を仲介。

2. 最近の特徴的な動き

民間金融機関がリスク管理姿勢を強めるなかで、政策金融システムの多様化と柔軟化が図られつつある。

- ・総論では、KfW融資に対するメインバンク、中小企業の評価は悪くない。しかし近年では、一部の民間金融機関（商業銀行等）がKfWの融資を敬遠する傾向が表れ始めている。これに対しKfWは、間接融資制度の多様化・柔軟化による対応を試みている。
 - 銀行側の不満：リスクの高い中小企業に融資するに際して必要となる諸コスト（審査コスト、信用リスク等）と比べて、KfWから受け取るマージン率があまりに低い。また、KfWがリスクをとることはなく、民間金融機関側が100%リスクをとる構造となっている。
 - KfWの対応：民間金融機関とのリスク分担割合を見直した商品の開発（KfWリスク負担割合を高める）やリスクに見合ったマージン率の見直しなどに努めている。

図3-6 顧客企業の信用格付とマージン率



(KfWが独自に導入した信用格付システムに基づくもの)

【イギリス】

・中小企業向け政策金融制度の概観

1. 中小企業の定義

- ・1985年会社法によるものなど様々な定義がある。我が国のような、中小企業基本法が定める統一的定義は存在しない。貿易産業省では、統計上の目的から、通常、零細企業（Micro Firm）は従業員数0～9人、小企業（Small Firm）は同0～49人（零細企業を含む）、中企業（Medium Firm）は同50～249人、及び大企業（Large Firm）は同250人以上、の定義を使用している。

2. 産業構造と中小企業のプレゼンス

- ・イギリスでは企業数総計370万社、このうち中小企業の割合は企業数で99.8%と圧倒的に多い。

3. 中小企業の資金調達

- ・イングランド銀行（中央銀行）によると、中小企業の資金調達先は61%が銀行となっており（1997～99年）、他人資本については銀行からの借入が中心。
- ・同行は、中小企業が銀行からの借入に困難をきたしている証拠はないと認識。SBSも同様。
- ・4大銀行の寡占が顕著（中小企業向け融資に占めるシェア8割）で、それらの銀行は、地位を乱用して中小企業取引で毎年1,500億円近い超過利潤を得ていると独占禁止当局から財務大臣に報告があった（日本経済新聞2003年12月19日）。しかし、中小企業分野での銀行間の競争が激しいため、中小企業に対して過度に高い金利が課されてはいないとの見方もある（SBS）。

図表4-1 イギリスにおける産業構造と中小企業のプレゼンス

表1：企業数

	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数 (千社)	構成比	実数 (千社)	
製造業	8.6%	320	8.6%	318	99.4%
建設業	21.3%	792	21.3%	791	99.9%
卸・小売業等	14.8%	550	14.8%	549	99.8%
サービス業	11.2%	417	11.2%	416	99.8%
不動産業	25.1%	933	25.1%	932	99.9%
その他	19.0%	705	19.0%	704	99.9%
合計	100.0%	3,716	100.0%	3,710	99.8%

表2：従業員数

	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数 (千人)	構成比	実数 (千人)	
製造業	17.9%	3,711	16.6%	1,978	53.3%
建設業	8.7%	1,804	12.6%	1,506	83.5%
卸・小売業等	22.9%	4,753	19.2%	2,286	48.1%
サービス業	18.2%	3,775	16.8%	1,997	52.9%
不動産業	18.1%	3,759	21.6%	2,575	68.5%
その他	14.2%	2,938	13.2%	1,571	53.5%
合計	100.0%	20,739	100.0%	11,912	57.4%

表3：売上高

	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数 (十億£)	構成比	実数 (十億£)	
製造業	21.3%	454	14.4%	162	35.7%
建設業	8.5%	181	10.9%	123	67.8%
卸・小売業等	36.4%	776	36.1%	407	52.4%
サービス業	4.8%	102	6.4%	72	70.6%
不動産業	15.5%	331	20.9%	235	71.2%
その他	13.6%	290	11.4%	129	44.3%
合計	100.0%	2,135	100.0%	1,128	52.8%

注) 一次産業、不明分を除く

出所) Small and Medium Enterprise Statistics for the Regions 2003

4. 政策金融の概要

(1) 中小企業政策の現状

- ・イギリスの中小企業政策は貿易産業省の監督下にあるスモール・ビジネス・サービス(SBS)が一元的に実施。
- ・米国同様、政府は自由市場にはできるだけ関与するべきではないとする伝統的姿勢が見られる。

(2) 政策金融システムの概観

- ・SBSの保証制度(注)が主な政策金融システム。

(3) 政策金融の主体

- ・SBSが実施。概要については右表参照。

(注)「小規模企業融資保証制度」
(英文名称: Small Firms Loan
Guarantee Scheme, SFLGS)

図表4-2 スモール・ビジネス・サービス(SBS)の制度

機関の概要		スモール・ビジネス・サービス(SBS)
● 監督官庁		貿易産業省(DTI)
● 設立年		2000年(SBS設立) 信用保証制度自体は1981年より存在
● 資本金		該当なし(SBSはDTIのエージェンシー)
● 政策金融手法と事業規模		・保証 保証承諾額: 2.7億ポンド(約550億円)(注1)(2002年度) ・[出資](ベンチャー・キャピタル基金への投資等を実施)
● 件数または社数(年間)及び平均ロット(年間)		・保証件数: 3,916件(2002年度) ・信用保証: 7万ポンド(約1,427万円)/件
● 資金調達方法等		収支尻は国の予算で補填
● 保証制度の概要		
	保証割合	・2003年4月1日以降の保証: 75% ・2003年4月1日以前の保証: 創業企業及び保証時の業歴2年未満の企業は70%、業歴2年以上の企業は85%
	保証料等	・融資残高の年2%(保証利用企業の負担)
企業向け貸出全体の残高		3,023億ポンド(約62兆円) (2004年6月末)
うち中小企業向け残高		約389億ポンド(約7.9兆円)(注2) (2003末)

(注1) 保証割合が一律75%であることから、保証付貸付年額は約2億ポンド

(注2) 英国では、年商100万ポンド(約2億円)以下の企業向け貸出を中小企業向け貸出とみなしている

・政策金融の違いを生み出す背景

歴史的経緯

- ・中小企業が金融上の困難に直面していることをマクミラン委員会が初めて指摘(1931年)。その後ラドクリフ(1957年)、ボルトン(1971年)、及びウィルソン(1979年)の各委員会も中小企業の金融問題を指摘。ラドクリフ及びウィルソンの両委員会は保証制度の速やかな創設を提言。しかし、経済政策が大企業重視だったことや、民間銀行の間に保証制度が「公的資金の野放図な利用」へと結びつくという心理的な危惧感があったことなどもあり、その実現には最初の提言から約20年を要した。(参考)グラハム、パノック『中小企業振興策の国際比較 ―先進7か国の研究―』(1980年12月)「商工経済研究」No.13(1982年6月)
- ・このような経緯を経た後、1981年に産業法を根拠法として小規模企業融資保証制度(SFLGS)が創設された。
- ・SFLGSは創設後20年の歴史の中で、利用実績の激しい変動を経験。